



島根労働局発表
平成28年6月30日

担当	雇用環境・均等室
	室長 周藤 明美
	室長補佐 津森 美紀
	Tel 0852-31-1161

平成27年度の雇用均等室で取扱った相談、紛争解決の援助、指導の状況について

－ セクシュアルハラスメントに関する相談が増加 －

島根労働局（局長 あさのしげみつ 浅野茂充）は、平成27年度に雇用均等室で取扱った、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する、相談、紛争解決援助、指導の状況について取りまとめましたので公表します。

島根労働局では、増加しているセクシュアルハラスメント、及び、マタニティハラスメントを根絶するために、法の一層の周知徹底、履行確保のための厳正な指導に取り組みます。

【ポイント】

- 1 雇用均等室に寄せられた相談は824件、前年度より284件 25.6%減少 (図1)
- 2 相談者の内訳は、労働者からの相談が124件、前年度より104件 45.6%減少
事業主からの相談が511件、前年度より119件 18.9%減少 (図2)
労働者からの相談では、「セクシュアルハラスメント」に関する相談が28件、前年度に比べ12件増加 (図3)
- 3 紛争解決援助は4件で、うち3件は「セクシュアルハラスメント」に係る紛争 (図4)
- 4 224事業所を対象に報告徴収を実施し、204事業所(91.1%)に対して、791件の指導を行った。前年度より159件、25.2%増加した。 (図5)